

議 事 録

令和 6 年度四万十町農業委員会 1 0 月総会

日 時 令和 6 年 1 0 月 2 9 日 (火) 午後 2 時 0 0 分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 多目的大ホール

日 程

- | | | |
|-----|----------|-------------------------------------|
| 第 1 | 指定第 17 号 | 会期の決定について |
| 第 2 | 指定第 18 号 | 議事録署名委員の指名について |
| 第 3 | 報告第 15 号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 第 4 | 議案第 29 号 | 農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について |
| 第 5 | 議案第 30 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 第 6 | 議案第 31 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 第 7 | 議案第 32 号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 第 8 | | その他 |

〔出席委員〕

- | | | | | |
|------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 山部 洋平 | 2. 今井 満隆 | 3. 谷脇 誠郎 | 4. 小野 重明 | 5. 佐竹 孝太 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 小野川 隆彦 | 12. 欠席 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 中原 英昭 |
| 16. 宮脇 眞弓 | 17. 西川 香代美 | 18. 吉田 健夫 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 掛水 誠幸 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 吉良 寛一 | 26. 甲把 雄 | 27. 廣田 智之 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 誠二 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 欠席 |
| 35. 欠席 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 秋田 公幸 | 39. 梶原 美智 |

〔欠席委員〕

- | | | |
|-----------|----------|---------|
| 12 竹村 加壽子 | 34 平野 直人 | 35 山崎 力 |
|-----------|----------|---------|

〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・田村 亮・森光 愛・山川 美恵

- 会長 今日は大変お忙しい中総会にお集まりいただき誠にありがとうございます。
- 先日、16 日には農業委員会全員研修で今年もリモートになりましたが、沢山の
方が研修会に集まっていただきましてありがとうございます。27 日に衆議院の
選挙がございました。野党が 15 年ぶりに逆転して今後どうなるのか、まだまだど
ういう形になるのか分からない状況ではございますが、とにかく我々国民の生活
が豊かになるような政治をやっていただきたいと思います。我々農業者にとっ
ても本当に厳しいですので、農業政策につきましても重点を置いて行っていただ
くような政権になっていただきたいと思います。
- 先だってよりお願いしていた作況調査の報告をしていただくようになっており
ます。各地域の代表の皆さん方にはよろしくお願ひしたいと思います。その後、
会が終わってからになりますが、皆さんと意見交換会をやるようになっておりま
すので、色んな意見を出していただいて今後の活動に活かしていきたいと思っ
ておりますので、よろしくお願ひいたします。
- 議長 ただ今から、令和 6 年度四万十町農業委員会 10 月総会を開会いたします。
- 総会は、四万十町農業委員会会議規則第 7 条第 1 項の規定により、会長が議長
を務めることになっておりますので、よろしくお願ひします。
- それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。
- 今回の発声は議席番号 33 番 橋本健太郎委員にお願いします。
- それではご起立をお願いします。
- 憲章は、添付資料の最後にございます。
- 33 番 ～四万十町農業委員会憲章の朗読～
- 委員 ～ 朗 読 ～
- 議長 本日の会議に、12 番 竹村加壽子委員、34 番 平野直人委員、35 番 山崎力委
員から欠席の届けが出ております。
- 議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第 9 条の規定によ
り農業委員 18 名、推進委員 18 名となっており、過半数の委員が出席しております
ので、本日の会議は成立いたします。
- 本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。
- それでは、議事に移ります。
- 日程第 1、指定第 17 号「会期の決定について」を議題とします。
- お諮りします。令和 6 年度四万十町農業委員会 10 月総会の会期は、令和 6 年 10
月 29 日の本日 1 日といたしますが、これにご異議ありませんか。
- 委員 （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。

次に、日程第 2、指定第 18 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 6 番 下元誠一郎委員と 30 番 澤田憲男委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第 3 報告第 15 号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 15 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規程第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書 3 ページをご覧ください。

今月は窪川地域から 3 件となっております。

番号 1 番。添付資料は 1 ページから 2 ページです。平串字俎田 1019 番 16、地目、畑、面積 50 m²です。申請地は平成 16 年 3 月末より自動車整備工場を増設し、利用しており、現在は宅地となっております。令和 6 年 9 月 20 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ 人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。

番号 2 番。添付資料は 3 ページから 7 ページです。西川角字森目 518 番 1、地目、畑、面積 7.92 m²、外 3 筆あり、合計 4 筆、面積 220.92 m²です。申請地の 518 番 1、丙 174 番 6 は 10 年以上前より耕作放棄され現在に至っております。丙 273 番 1 は 20 年以上前より車庫及び道路として利用され、丙 274 番 1 も 20 年以上前に宅地となり現在に至っております。令和 6 年 10 月 9 日、担当委員、職員で現地確認し、518 番 1、丙 174 番 6 については、証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地と認め、丙 273 番 1、丙 274 番 1 については証明基準のエ 人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。

番号 3 番。添付資料は 8 ページから 9 ページです。七里字栗ノ木才能丙 326 番 1、地目、田、面積 61 m²、外 1 筆あり、合計 2 筆、面積 219 m²です。申請地の丙 326 番 1 は 45 年以上前に農業用倉庫を建て利用しており、丙 329 番は同時期より耕作放棄され現在に至っております。令和 6 年 10 月 9 日、担当委員、職員で現地確認し、丙 326 番 1 については、証明基準のオ 農業用施設等に転用された土地と認め、丙 329 番については証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地と認め、非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第 15 号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第 15 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。

議案第 29 号 番号 5 番は議席番号 33 番 橋本健太郎委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与に抵触しますので、先に番号 1 番から 4 番の審議、採決を行い、その後に 33 番 橋本健太郎委員に退席をしていただき番号 5 番の審議、採決を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明します。議案書は 4 ページからです。申請地の位置は添付資料の 10 ページからになります。

件数につきましては窪川地域 4 件、西部地域 1 件、計 5 件です。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号 1 番 土地の所在地、西川角字森目 518 番 6、地目、畑、面積 166 m²、外 13 筆あり、計 14 筆、面積計 6,256 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、水稻、果樹、イモを栽培する計画となっています。

番号 2 番 土地の所在地、七里字白皇ノ前丙 407 番、地目、田、面積 1,173 m²、外 1 筆あり、計 2 筆、面積計 1,718 m²です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、水稻を栽培する計画となっています。

番号 3 番 土地の所在地、興津字森ノ前 827 番 1、地目、田、面積 852 m²です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、ししとうを栽培する計画となっています。以上です。

続きまして西部地域です。

番号 4 番について説明します。土地の所在地、十川字久保田 238 番 20、地目、畑、面積 73 m²です。外 1 筆あり計 2 筆、面積 130 m²です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、相手方の希望、譲受理由は、本人希望です。申請地では、トマト等の野菜を栽培する予定です。

以上、この議案につきましては農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。番号 1 番から 4 番の説明は以上です。

議長 議案第 29 号 番号 1 番から 4 番について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足をお願いします。それでは番号 1 番 2 番について事務局よりお願いします。

事務局 番号 1 番と 2 番の補足説明をいたします。番号 1 番について土地の現況が田や畑であることを確認しています。譲受人は農地を効率的に利用しています。

譲受人はご夫婦で農業を営んでおり、年間 320 日以上 of 農作業に従事すること

を確認しています。取得後も水稻などを作っていくため、取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。

番号2番について説明します。現況は田であることを確認しています。譲受人は農地を効率的に利用しています。譲受人は年間150日以上農作業に従事することを確認しています。取得する農地はこれまで通り水稻を作っていきますので、周辺農地に悪影響を与えないことを確認しています。

番号1番、2番共に譲渡人の方が相続で土地を受け継いだんですけど、現在、遠くに住まわれているので、さらに高齢となり、なかなか帰ってきて管理も難しくなったことから、番号2番の譲受人が利用しているところは、番号2番の譲受人に、それ以外のところは番号1番の譲受人に売買をするような流れとなったようです。以上です。

議長 続きまして、番号3番。10番 東出一茂委員。

10番 番号3番について譲受人、譲渡人から確認しました。

譲渡人は町外に住んでおり、土地を処分したいと以前から売買の話をしていましたが、譲受人は買ってまでは作らないということで話がのびのびになっていましたが、今回以前からの付き合いもあり贈与に至ったそうです。

現況は畑であることを確認しています。譲受人は農地を効率的に利用しています。また譲受人は年間150日以上農作業に従事することも確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。

以上の確認の結果、番号3番の所有権移転は問題ないと判断します。

議長 続きまして、番号4番。13番 武内道則委員。

13番 25日に現地確認と聞き取りをおこなってきました。現況は畑であります。譲渡人の方が入院をされておまして、今セイタカアワダチソウが2mぐらい伸びて雨で倒れて、周辺農地に迷惑がかかっているような状況であります。今回の売買が成立すると、自分の土地になると綺麗に刈り上げて整備をするとおっしゃっておりました。

譲受人の方は昨年度大阪からUターンしてきてピザ、パスタを提供するお店をやっております。貸し店舗がなかったものですから、役場に相談して廃校になった広井小学校の教室を利用して今現在やっておるわけですが、十川の町内で空き家が売りに出ていると聞きまして、今回の売買に至ったと。土地、建物とついでにこの農地2つも一緒に買ってくれないかという相談になって売買に至ったということです。

譲受人の方、農業の経験はないですが、実家が農家でありますし、農機具等や栽培の技術も親に聞けばなんとかなるのかなと思います。お店で使うトマトやバジルの香草みたいなものを栽培する予定ということです。年間150日以上農作業ということですが、冬場は無理ですが、夏場は毎日水をやったりで150日ぐらいはできると思いますということでございます。以上、とりあえず問題ないと考

えます。以上です。

議長 議案第 29 号 番号 1 番から 4 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」番号 1 番から 4 番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」番号 1 番から番号 4 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 5 番の審議を行いますので、33 番 橋本健太郎委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 5 番の説明をいたします。

土地の所在地 興津字古川 3958 番、地目、畑、面積 1,326 m²です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、茗荷を栽培する計画となっております。

以上、この議案につきましては農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 議案 29 号 番号 5 番について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足をお願いします。10 番 東出一茂委員。

10 番 番号 5 番について譲渡人、譲受人から確認しました。

譲渡人は町外に住んでおり土地を処分したいそうで、以前から売買の話をしていました。地震と津波の関係で土地が売れないため、今回贈与に至ったそうです。現況は畑であることを確認しています。譲受人は農地を効率的に利用しています。譲受人は年間 150 日以上農作業に従事することも確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことも確認しています。譲受人は認定農業者です。以上の確認の結果、番号 5 番の所有権移転は問題ないと判断しました。

議長 議案第 29 号 番号 5 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」
番号 5 番は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定
について」番号 5 番は、原案のとおり可決されました。
33 番 橋本健太郎委員の除斥をと、着席をしていただきます。
橋本健太郎委員、番号 5 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 5 議案第 30 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に
対する意見決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 30 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定につ
いて」をご説明します。
議案書は 6 ページです。今月は窪川地域の 1 件です。
番号 1 についてご説明します。添付資料は 18 から 19 ページです。申請地は 1 筆、
土地の所在、川ノ内字サカバ 205 番、地目、田、面積 214 m²の内 25.03 m²の農地で
す。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、墓地の新設です。転用理由は、納
骨堂の新設です。農地区分ですが、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない
その他の農地、第 2 種農地と判断しております。転用計画につきましては、19 ペー
ジの土地利用計画図に示している形で、納骨堂を整備する計画です。周囲の状況・
影響については、北側、東側、南側はすべて申請人の所有地、西側は同意有の農地
と、申請人が管理、耕作している農地であるため、周辺農地への影響は特にないも
のと考えています。土地の造成計画については、特になく整地のみとします。進入
計画については、宅地北側の自己所有の農地を通して直接進入します。排水計画に
ついてですが、排水は雨水のみであり、申請者所有地で自然浸透とします。関係法
令に基づく、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認しています。
資金計画については、金融機関の残高証明書により必要な事業費を確保しているこ
とを確認しています。
議案第 30 号の説明は以上です。

議長 議案第 30 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足をお願いします。26 番 甲把雄委員。

26 番 番号 1 について説明します。

10 月 26 日に申請人と連絡を取って現地を確認しに行きました。計画面積は最小限で問題ないと思いました。許可があり次第、着手することを確認しています。

以上の確認の結果、番号 1 番の転用は特に問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第 30 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 30 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 30 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 6 議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を説明します。

議案書 7 ページ、今月は窪川地域の 1 件です。

番号 1 番について説明します。添付資料は 20 から 21 ページです。

申請地は 1 筆。古市町 27 番、地目、畑、面積 290 m²の農地です。権利事由は、所有権移転の売買です。譲渡人・譲受人は、記載のとおりです。転用目的は、事務所及び駐車場の新設です。転用理由ですが、自身の建築会社の事務所と作業用の駐車場として利用できる土地を探していたところ、本申請地を譲っていただけることとなり、街中で利便性も良いことから、事務所と駐車場を整備するものです。当申請地は、今回転用の申請があった時点で事務所及び駐車場が整備されておりまして、今後はこのような事態を起こさないよう反省している旨の始末書も提出されております。なお、当該申請者から始末書が提出されましたのは、今回が初めてとなっております。農地区分ですが、申請地は、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第 2 種農地と判断しています。

転用計画につきましては、21 ページの土地利用計画図に示している形で、事務所、

露天駐車場を整備する計画です。周囲の状況・影響については、北側はため池、西側は宅地と山林、南側は譲渡人の農地、東側は転用許可済の宅地となっており、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画については特に無く、整地後、全面砂利敷きとします。進入計画については、北側の町道から、既設の道路を経由し直接進入します。進入部分の工事はありません。排水計画についてですが、汚水や雑排水などは無く、雨水は申請地内で自然浸透とします。資金計画については、通帳の残高により、必要な事業費を確保していることを確認しています。説明は以上です。

議長 議案第 31 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足をお願いします。1 番 山部洋平委員。

1 番 譲受人、譲渡人双方から聞き取りを行いました。先ほど説明がありました通り、すでに事務所と駐車場として利用しているということで、必要最低限の計画で問題ないと思います。また、周辺に影響を及ぼすような農地はなく、営農への支障については問題ないと考えます。また、聞き取りによれば、この案件の事務所は譲受人のお父様が好きな木工細工をしたり、囲碁を打ったりするためにだいぶ前に建てたということです。特に雨水等で汚水が出る設備もなく、1 番の転用は特に問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第 31 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 32 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 32 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書は 8 ページです。添付資料については 22 ページからになります。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和6年11月1日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第五条第1項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。件数につきましては窪川地域38件、西部地域3件、計41件です。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号1番から37番については、農地中間管理機構の一括方式による賃貸借権の設定になります。一括方式による受け手が同じ議案については、まとめて説明をいたします。

番号1番、土地の所在地、米奥字畝月埜795番1、地目、田、面積2,249㎡です。設定は新規になります。期間は令和6年12月2日から令和12年12月1日までの6年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号2番、土地の所在地、米奥字畝月埜794番、地目、田、面積2,308㎡です。設定は新規になります。期間は令和6年12月2日から令和12年12月1日までの6年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号3番から24番。

番号3番、土地の所在地、米奥字岡屋敷1986番、地目、田、面積1,774㎡、外32筆あり、合計33筆、面積、計87,998㎡です。設定は新規になります。期間は令和6年12月2日から令和12年12月1日までの6年間です。作物は水稻と生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号25番から28番。

番号25番、土地の所在地、米奥字道泉2022番、地目、田、面積2,806㎡、外3筆あり、合計4筆、面積、計11,920㎡です。設定は新規になります。期間は令和6年12月2日から令和12年12月1日までの6年間です。作物は水稻と生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号29番から31番。

番号29番、土地の所在地、米奥字井ノ口2090番、地目、田、面積1,487㎡、外3筆あり、合計4筆、面積、計6,666㎡です。設定は新規になります。期間は令和6年12月2日から令和12年12月1日までの6年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号32番から34番。

番号32番、土地の所在地、米奥字沖野々2011番、地目、田、面積2,817㎡、外3筆あり、合計4筆、面積、計13,503㎡です。設定は新規になります。期間は令和6年12月2日から令和12年12月1日までの6年間です。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号35番、土地の所在地、米奥字畝月埜799番1、地目、田、面積1,075㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計1,567㎡です。設定は新規になります。期間は令和6年12月2日から令和12年12月1日までの6年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号36番から37番。

番号36番、土地の所在地、米奥字佛ノ窪2051番、地目、田、面積470㎡、

外1筆あり、合計2筆、面積、計1,611㎡です。設定は新規になります。期間は令和6年12月2日から令和12年12月1日までの6年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号38番、土地の所在地、奈路字堂ノ前1237番、地目、田、面積2,485㎡、外3筆あり、合計4筆、面積、計10,349㎡です。設定は新規になります。以前同様の利用権設定がなされていましたが、期間があいたため新規となっております。期間は令和6年11月1日から令和11年10月31日までの5年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。窪川地域からは以上です。続きまして西部地域です。

番号39、40、41は設定を受ける者が同じになりますので少しまとめて説明させていただきます。

番号39、土地の所在地、打井川字萩ノナロ145番1、地目、畑、面積90㎡です。外4筆あり合計5筆、面積2,824㎡です。

番号40、土地の所在地、打井川字弘町1959番、地目、田、面積2,333㎡です。

番号41、土地の所在地、打井川字八升蒔田400番1、地目、田、面積1,672㎡です。外4筆あり合計5筆、面積4,993㎡です。

番号39、40、41は昨年まで同じ利用権設定がされておりましたが、1年の期間が開いているため、更新ではなく設定は新規になります。期間は、令和6年11月1日から令和11年10月31日までの5年になります。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。説明は以上です。

議長

議案第32号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。設定を受ける者別で進めさせて頂きたいと思います。それでは番号1番2番についてお願いします。6番 下元誠一郎委員。

6番

それでは設定を受けるもの順に説明をしていきます。

番号1番ですが、借受人に10月26日に面談を行いまして、現地も確認を致しました。借受人は兼業農家として長年農業に従事してこられまして、退職後も引き続き農業に従事しておられます。非常に熱心な農業者です。年間150日以上 of 農作業はもちろん、周辺の農地に悪影響を与えないことも確認しております。集積計画の通り問題はないものと考えます。以上です。

続きまして番号2番について10月26日借受人と面談をいたしまして、現地も田であることを確認しました。借受人は会社勤めをしながら農業をしまして、認定農業者ではないんですが、熱心に農業に取り組まれていて、年間150以上の農作業に従事していることと周辺農地に悪影響を与えないことを確認しております。農用地利用集積計画の通りで、問題ないものと判断を致します。以上です。

議長

続きまして、番号3番から番号24番までは設定を受けるものが同じですので、一括でお願いをいたします。

6番

それでは番号3番から24番について報告をいたします。借受人の方に10月26

日面談を致しまして、農地も確認をしてまいりました。

借受人は米それと飼料米、生姜と栽培しており、認定農業者にもなっております。年間 150 日以上農作業に従事していることと、周辺農地に悪影響を与えないことも確認しておりまして集積計画の通りで、問題ないものと判断をいたしました。以上です。

議長 続きまして番号 25 番から 28 番を一括でお願いします。

6 番 番号 25 番から 28 番について、10 月 28 日に、なかなか会えなくて何回も圃場の方へ行きましたが、会えなくて電話にて話を伺いました。

借受人は、認定農業者で現在ピーマン、生姜、ねぎ等を栽培しております。非常にパワフルな農業者です。年間 150 日以上は農作業に従事していることと、周辺農地に悪影響を与えないことも確認しております。

現時点では集積計画の通りで問題ないものと判断をいたしました。

議長 続きまして番号 29 番から 31 番まで一括でお願いします。

6 番 番号 29 番から 31 番については、10 月 27 日に、この人も地元におらない人通って農業をしている人ですので、なかなか会えなくて、電話にて借受人にお話を伺いました。借受人は認定農業者ではないですが、当地区の土地を借地として長年にわたり米を作ってきておりまして、農業用倉庫もその地元に建てております。次年度からは倉庫周辺の土地と少し離れているが、まとまった区画での耕作となるようです。年間 150 日以上の農作業の従事と周辺農地に悪影響を与えないことを確認しており、集積計画の通りで問題ないものと判断を出しました。以上です。

議長 それでは続きまして、番号 32 番から 34 番お願いします。

6 番 32 番から 34 番については、10 月 27 日に借受人と面談をしてきました。借受人は熱心に生姜栽培に取り組まれている、地域の担い手のホープ的な存在です。周辺農地に悪影響を与えないことと、年間 150 日以上農作業に従事していることを確認しています。この人も現時点では集積計画の通りで、問題ないものと判断をいたしました。

議長 続きまして、35 番について。

6 番 35 番については、10 月 27 日に電話にて借受人にお話を伺い、確認をいたしました。借受人は認定農業者ではありませんが、長年にわたり生姜、米等を栽培され、経験も豊富な地域の農業者です。この人も近くで農地が欲しいということでここの土地を耕作するようになったそうです。この農地の貸付人の方が体調を崩して、農業から撤退した関係で、隣地で耕作している借受人が耕作することになったもので、周辺農地には悪影響を与えることはなく、年間 150 日以上農作業に

従事していることを確認しております。以上、集積計画の通り、問題ないものと判断をいたしました。以上です。

議長 続きまして、番号 36 番、37 番をお願いします。

6 番 番号 36 番 37 番について借受人のところへ行きましたが、前日に具合が悪くなって病院に入院したということで、話を聞くことができませんでしたが、貸付人の方に本日 10 月 29 日に電話にて確認をしました。借受人はのんびりと農業をやっているタイプであり、稲刈りもまだ終わってないようです。稲作ですけど、年間 150 日以上農作業に従事しているようです。1 週間ぐらいで帰ってくるというような話だったのでこれからもやっていけるかなと思いました。周辺農地にも悪影響がないことと、集積計画の通りで問題ないものと思います。以上です。

議長 たくさんの説明ありがとうございます。ご苦勞様でございました。続きまして番号 38 番をお願いします。30 番 澤田憲男委員。

30 番 番号 38 番ですが、先週圃場の確認と借受人から話を聞いてきました。現地は田であることを確認しております。借受人は認定農業者ではないですが、農作業は年間 150 日以上従事しておることを確認しております。新規の設定ではありますが、内容も利用集積計画通り特に問題はないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号 39 番から番号 41 番まで。38 番秋田委員。

38 番 39 番から 41 番についてまとめて説明を致します。番号 39 と 40 番の貸付人については 27 日にお宅に伺いまして話を聞いてまいりました。番号 41 番の貸付人は、27 日にお宅に伺いましたが留守だったので昨日 28 日、電話で話を伺うことができました。また、借受人につきましては、生姜の収穫作業が始まってまして多忙のためなかなか連絡がつきませんでした。昨日やっと電話が繋がりお話を聞くことができました。この 3 件とも新規にはなっておりますが、以前から利用権を設定して、同じ方が耕作をされています。前回の期間が終了していたということで、今回改めて新規という形で出てますが、内容は賃借料とか期間とかも前回と全く同じです。

借受人の方はご夫婦で生姜栽培を始めて 14 年になるそうですが、とても熱心に作業されているとても働き者です。また、借受人の奥さんはこの地区の出身でもありますし、綺麗に管理もされてますので貸付人の方もとても喜んでおられます。特に問題もないと思われます。以上です。

議長 議案第 32 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 32 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 32 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 その他の件について議題とします。
作況調査について報告をお願いします。
順番は、東又地区、仁井田地区、松葉川地区、窪川地区、立西地区、大正地区、十和地区の順番で。まずは東又地区 武市敏男委員。

31 番 東又地区の水稲調査を報告させていただきます。まず、興津、志和、東又といきます。早生につきましては、アブラムシや高温障害、またイノシシによる被害等があつて、興津地区につきましては 5 俵から 7 俵と少なかったと聞いています。
志和につきましては WCS 等平均 8 俵から 7 俵とあり、まずまずということも確認してます。また、食料米は、志和でも高温だったり、水分不足で 6 俵半から 7 俵と少なかった。
東又地区についてですけど、7 月 8 月の高温もあり、またカメムシ等の被害もあつて、早生の品種については 6 俵と等級も悪かったと聞いてます。
また、中生のヒノヒカリ、にこまる等については、地区によって水があつたところは、8.5 俵から 9 俵と多く取れてましたが、全般的にはやっぱり 7 俵から 6 俵の間というようになっております。また WCS も支援センターさんにも確認してるんですが、WCS につきましても、生育不良で減収とまだ現在まだ刈っているんですけど、雨がまだ降っているため作業が遅れて、また数量も少なくなる見込みと聞いてます。大豆についても、またハスモンヨトウの被害によって減収になるというふうに聞いてます。以上です。

議長 続きまして、仁井田地区。浜田大彰委員。

7 番 仁井田地区と影野地区、山株、六反地と確認しています。まず仁井田地区の方なんですけども全体的に、かなり全滅に近いような圃場もあつたということなんですけど、真っ赤な圃場がやっぱり多くなってて収量も例年から比べると 6 割程度という収量やったそうです。
六反地の方も水がのつかつてるような圃場は収量的には例年並みですけども、水が少なくいきわたってない圃場に関しては 6 俵から 5 俵というところやったそうで

す。影野地区も同様で、水のないところ、それから、今年カメムシかなり多く発生してるっていうことを聞いてまして、防除を2回荒れている圃場に関してはどちらかというとカメムシよりは高温障害、乳白がかなり多く出たって言うことが言えるかなと思ってます。収量的にも今だいたい6俵から7俵ぐらい。粃摺りがようやく土曜日に終わったばかりで、また集計取れてませんけども、全体的には6俵から7俵ぐらいの収量やったかなと思います。

今年は例年になく、色選を通してもらいたいという方がかなり多くいらっしやいまして、だいたい30袋やって1袋2袋ぐらいが粃摺り終わった後のお米で色選抜けてしまうような乳白を通常レベルまで上げてしまうと、それ以上に抜けるのでもうちょっと抜けんようにしてくれんかと。感度下げて色選をそうさせるような状態のお米が今年が多いなと。どちらかというとそれも乳白で抜ける方がカメムシよりも乳白で抜ける方が多かったです。以上です。

議長 続きまして、松葉川地区。下元誠一郎委員。

5 番 松葉川地区ですけど、収量の面におきましては、人によっては、8俵9俵を取ったという人がおりまして僕もびっくりしました。今年9俵も取れたかよということで、それから自分のところは穂枯れが来て、それこそ例年の60%ぐらいの収量でした。松葉川の奥の方は水も豊富にあるところでも、なんか赤くなったり、イノシシが来たりということで、そこもかなり今年は少なかったというような話を聞いてます。それと今年はヒエが多くて、後半には黄色い花の咲くあれが多くて、それが非常に目立ちました。カメムシも多かって、なんか今年は稲作には日和は続いたけど、稲にはダメージがあったかなというような感じでした。以上です。

議長 続きまして、窪川地区。山部洋平委員。

1 番 皆さんからお伺いしたものを言わせていただきます。金上野、見付地区について、見付地区は例年通りか少し多かったということでした。金上野は全体的に少なくて、中城さんの田んぼは最悪ということです。

神ノ西、大井野地区に関しては、2割減ということです。宮内、丸山は掛水さんの話では暑さのため全体的に量が少なかったということです。

口神ノ川はやや不良、大向の方は全員減収ということでした。あと自分の担当地区ですけど、根元原の方にお伺いした時にはカメムシが発生して例年より1俵ぐらい少なかったということでした。あと東大奈路はいもち病もありながら、7俵は確保できたという方がいらっしやいました。全体的に高温障害、また穂首いもち病は先月も話がありましたけど、ごま葉枯病の影響で減収が多かったという印象です。以上です。

議長 続きまして、立西地区。吉良寛一委員。

25 番 立西地区ですけど、全体で言うたら普通取れて8俵として、例年通りでは全然ないです。皆さんの言う通り少なかったです。70%ぐらいですかね。ひどい人は出水はしたけど、穂が垂れてこんと、2反1畝刈ってコンバインのタンクがいっぱいにならなかったという話も聞いていますので、7袋くらいあったろうかという話は聞こえてきました。それと、やっぱりごま葉枯ですかね。国道沿いをずっと見たら分かると思うけど、それがやっぱり多いような気がしました。やっぱり最初の土作りからやっていかないかんなどということですね。以上です。

議長 続きます、大正地区。佐々木通委員。

37 番 大正の中部地区ですけども、かなりごま葉枯から穂首が来ておりました。例年の8割ぐらいは取れたと聞いております。

そして東部地区ですけども、打井川奥の方面ではかなりなイノシシの被害もあり、かなりの減収となっておるそうです。そして打井川の方面でも多い人も3人ぐらいおります。また、すごい減収という人もおります。それと弘瀬地区で2町あたり作ってる方が粃をすったら袋を300枚買うちょったけど、すごい余ったが、どうしようかという人もおりました。

それから北部地区ですけども、下津井、前会長に聞きましたら、早い時期にいもち病にかかったところが多くてかなりの減収だと聞いております。以上です。

議長 続きます、十和地区。吉良榮委員。

14 番 報告します。まず昭和地区ですが、例年に比べて8割程度。粃では平年くらいあったかですが、玄米にするとかなり減ったという生産者もいました。十川地区ですが、平年に比べ7割程度の数量だったそうです。ひどいところでは1反3畝刈って乾燥したところ2等袋の紙ですかね。あれに7袋しかなかったというところもありました。それから地吉、古城も例年に比べると8割ぐらい、原因はイノシシの被害とかごま葉枯、高温障害、肥料が高騰で肥料を入れなかったという方もおりました。それから、少なかった少なかったという中で唯一、大道地区だけは平年以上だったように、話していました。自分が稲を作り出して最高だったという方もおりました。どうしてかとみんなに聞いたところ普段気温が低くて寒いところでいつも取れないところが、今年は気温が高温でよかったからじゃないのかという方もおられました。以上です。

議長 ありがとうございます。各地区の代表の皆さん、ご報告ありがとうございます。皆さんの集計を取りますと、病気ではごま葉枯、いもち病が来て減少になったという。虫ではカメムシ等にやられたと。それと、全般的に高温障害でやられた部分があったと。もう一つは水不足で水がなかったら大変ダメージ大きいんですが、そういった形で収量が少なかったという方が結構多かったという形になるかと思います。それと僕も聞いたんですが、水が結構ある場所では、先ほどの何人か行っていました、例年以上に取れたと、そういう地区そういう人もおるといことで、

やっぱり水が切れないようなところで、しっかり水をかけながら、後半まで水をしっかりかけた人がよかったっていう意見もございました。だいたい今年はいろいろ虫から病気から高温にやられ、少なめというのが多かった。水があって、病気とかにやられなかった方は例年以上にあったという形になろうかと思います。

このことについて意見がございますでしょうか。

作況報告をこれで終わりたいと思います。農業委員会では以前、窪川地区ではバスで作況調査をしておりましたが、なかなかこのコロナとかありまして、バスで移動しながらの調査は最近できておりませんので、こういった形での四万十町全域の作況調査をこういった場で報告していただくという形に最近はなっております。また、来年もできればこういった形でやっていきたいと思っております。

議長 委員の皆さんで何かありませんか。

議長 なければ、その他の件については終了いたします。
これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。
以上をもちまして、令和6年度 四万十町農業委員会10月総会を閉会いたします。
礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時50分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和7年 月 日

会 長 _____

署名委員 6 番 _____

署名委員 30 番 _____